

京都弁護士会のクレジット・サラ金相談から事件を依頼した場合の弁護士費用・手数料等について

実費・消費税は以下とは別に請求することができることとし、全体として受領する金額が下記の基準における着手金・報酬の合算の範囲内に収まっていれば、受領の方法は担当の弁護士の裁量の範囲となっていますので各担当弁護士とご相談下さい。

下記は一部の引用となっていますので、詳細は依頼した弁護士と契約書を締結する際におたずね下さい。

(着手金、報酬等の基準)

(1) 破産事件

同時廃止が見込まれる、非事業者(個人)...着手金・報酬を含め、合計で、30万円を上限とする。

特段の事情(貸金業者多数、長期化、免責のための事務処理量が多い、不動産任意売却への援助が必要等)があるとき...おおむね40万円を上限とするように努める。

(2) 任意整理事件

着手金

貸金業者1件につきおおむね2万円から3万円とし、貸金業者数によらず、上限は50万円。

報酬

ア、事件処理の結果、取引が長期間に渡っていたため、過払金返還を受けることがた場合

後に述べる率により報酬を請求することが出来る。

イ、残元本が残る場合に、貸金業者主張元本との差額に対する報酬原則として請求しない。

取引経過の開示に負担を要したとき、残元本は残るものの、取引経過が相当長期に渡り利息制限法による引き直し計算に多大な労力が必要であった場合、相手方との交渉に特別な労力を要した時など、事件処理にあたり、担当弁護士が特別な労力を要した場合...貸金業者1社につき、下記の割合に応じて、報酬を受け取ることができる。

貸金業者主張元本から減額できた残元本との差額が

300万円以下の部分 減額できた部分の10%

300万円を超え3000万円以下の部分

減額できた部分の5%

3000万円を超える部分

減額できた部分の2%

(例)

たとえば、貸金業者が100万の債務が残っていると主張していて、利息制限法による計算の結果、100万円の過払い金が出た場合の費用について着手金...2万円から3万円。

減額した部分についての報酬は原則請求出来ないが、貸金業者が任意に開示に応じず、そのやりとりだけで相当の労力を要した場合には10万円(消費税別)の報酬が発生することがある。

過払い金を回収した場合、報酬は20%が上限ですので、最大20万円(消費税別)の報酬が発生する。

(3) 個人債務者の民事再生申立事件(給与所得者、小規模個人再生)

着手金

貸金業者数、負債額によらず、35万円を上限。

ただし住宅資金特別条項を用いる場合(住宅ローン債権には該当しなくとも、不動産に貸金業者により抵当権が設定されている場合も含む)であって特に困難な案件については、50万円を上限とする。

報酬

請求出来ないこととする。

(4) 過払金返還請求事件

(1)~(3)の事件処理の中で、あるいは、取引が終了していたり、取引期間が相当長期にわたるので、過払いが発生していることが強く見込まれるように、当初から過払金返還請求事件として事件を受任した場合で、利息制限法による引き直し計算をした結果、過払い金が発生した場合の費用

(1)~(3)の中で過払金が発生した場合の着手金

(1)~(3)の事件処理の中で過払い金が発生した場合、原則として追加着手金は請求してはならない。

ただし、取引経過の開示に負担を要したとき、取引経過が相当長期に渡り利息制限法による引き直し計算に多大な労力が必要であった場合、相手方との交渉に特別な労力を要したとき、訴訟提起が必要であった場合など、事件処理にあたり、担当弁護士が特別な労力を要した場合には、下記の割合で追加着手金を請求することもできるものとする。

記

貸金業者1件につきおおむね2万円から3万円とし、貸金業者数によらず、上限は50万円

当初から過払金返還請求事件として受任した場合の着手金

貸金業者1件につきおおむね2万円から3万円とし、貸金業者数によらず、上限は50万円とする。

報酬金

いずれの場合においても、貸金業者1件につき回収金の20%を上限とするものとし、訴訟を提起することなく回収した場合や、回収金額が多額に上る場合など、実情に応じて、適宜割合を減ずるよう努める。

受任時に貸金業者主張の残元本が残っている場合に、残元本から残債務がゼロとなった部分の報酬については、(2)の に準じて報酬を請求することも出来るものとする。

着手金・報酬金一覧表(税込み)

事件の内容		着手金	報酬金
1	個人(事業をしておられない方)で、大きな財産をお持ちでない方の破産事件	合計で31万5000円以下 (特別の事情(1)のある場合は42万円以下)	
2	任意整理事件	業者1件につき3万1500円以下 (合計で52万5000円以下)	4と同じ
	過払金返還がある場合 残債務が残る場合		なし (特別の事情(2)がある場合は、別表のとおり)
3	個人の方の民事再生事件	36万7500円以下 (住宅資金特別条項を使う場合は、52万5000円以下)	なし
4	過払金返還請求事件	1～3の事件処理の中で、過払金請求ができて、過払金請求が判明した場合	返還額の21%以下 (特別の事情(2)がある場合は、返還額の21%に加えて別表のとおり)
		当初から過払金返還請求事件として受任した場合	業者1件につき3万1500円以下 (合計で52万5000円以下)

- 1 貸金業者が多数の場合、事件処理が長期化した場合、債務の免除をしてもらうための事務処理量が多い場合、不動産任意売却への援助が必要な場合など
- 2 取引履歴の開示に負担を要した場合、利息制限法による引き直し計算に多大な労力が必要であった場合、相手方との交渉に特別な労力を要した場合など
- 3 取引履歴の開示に負担を要した場合、利息制限法による引き直し計算に多大な労力が必要であった場合、相手方との交渉に特別な労力を要した場合、訴訟提起が必要であった場合など

別表

	報酬
業者主張元本額から減額できた金額(2の場合)	
業者主張元本額(4の場合)	
300万円以下の場合	減額できた金額の10.5%
300万円を超え3000万円以下の場合	15万7500円 + 減額できた金額の5.25%
3000万円超えた場合	110万2500円 + 減額できた金額の2.1%